

北上市ストーマ装具保管事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、災害時等の緊急時において、人工肛門又は人工膀胱を造設している者（オストメイト）が、避難先等でも継続してストーマ装具を使用できるよう、対象者本人が所有するストーマ装具を市が保管し、必要時に提供することにより避難所等での安心した生活を確保することを目的とする。

(保管の対象者)

第2 この事業の対象者は、北上市内に居住するストーマ装具を使用している者（以下「対象者」という。）とする。

(保管する物品)

第3 市が保管するストーマ装具は、概ね2週間分の蓄便袋・蓄尿袋並びにこれらに付属する衛生用品とする（以下「保管物品」という。）。

(費用の負担)

第4 ストーマ装具の保管については、無償とする。

(保管の申請)

第5 ストーマ装具の保管を希望する対象者又はその家族等（以下「申請者」という。）は、北上市ストーマ装具保管事業利用申請書（様式第1号）に保管物品を添えて市長に提出するものとする。

(保管の決定)

第6 市長は、第5の申請があったときは、その内容を確認の上、申請者に対し、北上市ストーマ装具保管証（様式第2号）を交付するものとする。

(保管場所)

第7 申請者が提出した保管物品は、北上市福祉部障がい福祉課において保管するものとする。

(保管期間)

第8 保管期間は、保管開始日から1年間とする。

2 保管期間を経過した保管物品は、原則として廃棄するものとする。

(関係帳簿)

第9 市長は、関係帳簿に必要な事項を整理するものとする。

(保管物品の返却)

第10 申請者は、北上市ストーマ装具保管証を市長に提出し、保管物品を受け取るものとする。

2 当該保管証が無い場合は、本人確認書類を提示することで受け取りができるものとする。

(免責事項)

第11 保管物品について、市の故意又は重大な過失によって破損した場合以外は、市は一切の責任を負わないものとする。

(保管不要時の返還)

第12 申請者の市外への転出、死亡等により、保管物品の保管の必要が無くなった場合は、申請者は障がい福祉課へ連絡しなければならない。

2 保管物品の返還は、原則として対象者等が保管場所で受け取るものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第2号（第6関係）

北上市ストーマ装具保管証

年 月 日

様

北上市長 八重樫 浩 文

年 月 日付で申請のありました北上市ストーマ装具保管事業の利用について、次のとおり保管することとしましたので、北上市ストーマ装具保管事業実施要領第6の規定により通知します。

記

保 管 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
保 管 物 品	
保 管 場 所	福祉部障がい福祉課

（備考）

- 1 保管期間を超えて返却の求めのないストーマ装具については、破棄します。また、保管満了日については、市は通知しませんので、申請者が自ら把握してください。
- 2 保管するストーマ装具について、市の故意又は重大な過失によって破損した場合以外は、市は一切の責任を負いません。
- 3 保管物品の返却を求める際は、この保管証を持参してください。